

軽自動車税(種別割)の税額表(令和7年度)

【表1】原動機付自転車及び二輪車、小型特殊自動車

区分			税額
二輪	原付	特定原付（キックボード等）	2,000 円
		50cc 以下	2,000 円
		50cc 超～90cc 以下	2,000 円
		90cc 超～125cc 以下	2,400 円
		ミニカー	3,700 円
	軽二輪（125cc 超～250cc 以下）		3,600 円
	小型二輪（250cc 超）		6,000 円
小型特殊自動車		農耕作業用	2,400 円
		その他	5,900 円

【表2】四輪車及び三輪車

			(ア)	(イ)	重課税額	軽課税額（※軽減は初年度のみ）		
					(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)
四輪以上	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	2,700 円	対象外	対象外
		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	1,300 円	対象外	対象外
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	1,000 円	対象外	対象外
三輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

(ア) 最初の新規検査を受けた年月が H24.4 から H27.3 までの車両

(イ) 最初の新規検査を受けた年月が H27.4 以降の車両（H28 年度税制改正による新税率適用）

(ウ) 最初の新規検査を受けた年月が H24.3 以前の重課対象車両

※最初の新規検査を受けた年月から **13 年経過**しているもの

(エ) 電気自動車及び天然ガス自動車

※天然ガス自動車については、平成 30 年排出ガス基準又は平成 21 年排出ガス基準値+10%低減を達成しているもの

(オ) 平成 30 年排出ガス基準 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車両で

乗用：令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成しているもの

貨物：対象外

(カ) 平成 30 年排出ガス基準 50%低減又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車両で

乗用：令和 2 年度燃費基準達成かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成しているもの

貨物：対象外

※（オ）（カ）については三輪・四輪ともに乗用営業用車のみ

ご不明な点がございましたら、車検証をご用意の上、税務課までお問い合わせください。